

届出日： 年 月 日

東大和市長 殿

保護者住所 東大和市  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
児童氏名 \_\_\_\_\_

## 育児休業の延長について

下記のとおり、保育利用申請にあたり、育児休業の取得状況を報告します。

記

適用年月日 年 月 1日入園（転園）申請以降分

- 直ちに復職希望
- 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。  
(※保育施設への入園申請について、利用調整の順位を下げることに同意する。)

なお、上記の状況を変更したい時は、各入園希望月の申請受付期間までに、別途届け出ます。  
受付期間を過ぎて提出した場合は、入園申請の優先順位の取扱いの変更ができないことに異議ありません。

受付 \_\_\_\_\_

----- キリトリ（保護者控え） -----

### 「育児休業の延長について」をご提出された方へ（ご案内・注意事項）

- この書類の提出にあたっては、勤務先と調整の上、ご提出ください。なお、当該書類の提出に伴う勤務先と生じた問題等について、当市は責任を負いかねます。ご了承ください。
- 「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」にチェックをされた方については、今回、提出された書類を基に、入園の利用調整時において順位を下げる取扱いを行います。なお、保育園の内定がでないことを確約するものではありません。
- 今後、順位を下げる取扱いを取りやめたい場合等、状況を変更したい場合は、再度、「育児休業の延長について」の書類を、各入園希望月の受付期間内までに提出していただく必要があります。変更希望月の受付期間内にご提出ください。
- 育児休業期間が延長された場合など、今回提出された就労証明書に変更がある場合は、再度、就労証明書の提出が必要です